

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成28年11月29日（火） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第5号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第6号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第7号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第8号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 民事執行法による売却に係る照会に対する回答について（徳島地方裁判所）
8. 農地法第3条許可の訂正について

4 出席委員

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 岸本 | 昇 |
| 2番 | 大平 | 雅義 |
| 3番 | 中野 | 耕一 |
| 4番 | 金澤 | 敬治 |
| 5番 | 能田 | 義弘 |
| 6番 | 西 | 一 |
| 7番 | 山本 | 孝 |
| 8番 | 佐々木 | 永薫 |
| 9番 | 森 | 政雄 |
| 10番 | 品山 | 昌美 |
| 11番 | 藤本 | 裕造 |
| 12番 | 坂東 | 政義 |
| 13番 | 野口 | 芳久 |
| 14番 | 近藤 | 浩二 |
| 15番 | 竹内 | 敬二 |
| 16番 | 山本 | 喜代治 |
| 17番 | 欠員 | |
| 18番 | 黒田 | 達哉 |

平成28年11月29日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成28年11月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・金澤敬治委員、11番・藤本裕造委員にお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。
- 議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ
　　れます。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
　　1番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権を移転しようとするものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後、134aに至るもので、許可後は、今まで通りスタチの栽培を行うとのこと
　　です。
　　2番と3番は譲受人が同一であるため、併せて説明させていただきます。
　　2番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地3筆の所有権が移転される
　　ものです。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、123aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、別世帯の後継者への部分贈与により、農地9筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、61aに至るもので、許可後は、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

5番と6番は譲受人が同一であるため、併せて説明させていただきます。

5番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

6番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地4筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後188aに至り、許可後は水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

なお、耕作面積の内71aは、藍住町農業委員会発行の耕作証明書で確認しています。

7番は、譲渡人と譲受人との間で、別世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後32aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのことです。議案書2ページをお開きください。

8番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地9筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後245aに至り、水稻と野菜の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地2筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後144aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのことです。

なお、耕作面積の内49aは、石井町農業委員会発行の耕作証明書で、86aは吉野川善入寺土地改良区発行の耕作証明書で確認しています。

10番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後141aに至り、許可後は今まで通り野菜の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地8筆の所有権が移転するものです。

申請地の一番上の土地には、一部農地法上の手続きを経していない土地が含まれているため、許可・所有権移転登記変更後に農地法上の手続きを行うとの上申書の提出があります。

また、申請地の上から2番目の土地と上から5番目の土地については登記簿上の地

目が水道用地となっておりますが、現況および課税地目が畑であり、電子台帳にも登録されている土地であるため、3条許可の申請の対象地とするものです。

譲受人の耕作面積は許可後41aに至り、許可後は野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上11件で、対象地は、田7, 714㎡、畑12, 671.17㎡、計20, 385.17㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、農業用倉庫、農業用温室、農業用・漁業用資材置場及び関係車輛の駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は申請地の近隣に農業用・漁業用資材置場及び2tトラックや従業員の自家用車の駐車スペースを確保しているものの、事業の拡大に伴いこの地が手狭になってきたことから申請地を選定したものであり、転用の必要性・確実性は認められます。

また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地は以前農地法の許可を行わずに転用行為がなされ、申請地の一部を埋め立て昭和62年頃に農業用倉庫を建築し、その後平成8年に農業用温室を建築しており、残地を今回の申請において資材置場及び駐車スペースにするとのことであったため、この度の申請にあたり、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

第2号議案は以上1件で、田が345㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地が345㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議は

ございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書4ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、八万町にて運送業を営んでおりますが、このたび駐車場として借地している契約を一部解除することになり、適地を探していたところ話がまとまり、交通アクセスの良いこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、保育所及び園庭へ転用するものです。

立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。

一般基準については、譲受人は、保育所を運営していますが、待機児童対策として増改築を計画し、事業への理解も得られた隣接地所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月17日に上八万地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、近隣に居住していますが、駐車場が手狭なため適地を探していたところ話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実

性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル270枚、出力70.20kW規模のもので、事業費総額2,200万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、深井戸掘削及び機材置場に一時転用するものです。期間は、平成29年5月31日までとなっています。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、深井戸掘削を計画し、機材の搬入、搬出等の利便性も良いこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、6件で、田3,751㎡、畑230㎡で、計3,981㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地243㎡、その他施設用地3,738㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 今月17日の午前10時から2番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は川人委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。

場所は、JA徳島市眉山支所から南東へ約400mに位置する農地で、このあたりは、概ね10ha以上の規模の一団の農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして保育所の増改築及び園庭に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成28年の9月に除外になっているとのこと。

土地の造成については、良質な山土で1mほど盛り土し、整地して、待機児童対策として南側にある保育所と一体で利用できるよう、今回、保育所の増改築を計画したもので、隣接する農地には擁壁を新設して、被害が及ばないようにするとのこと。また、排水については、浄化槽を設置し、雨水は、東側道路に新設する側溝へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合との協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番案件と3番から6番案件を許可すること、2番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番案件と3番から6番案件を議案書のとおり許可すること、2番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明の審議についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、昭和48年に申請人の父が倉庫を建築し、残地を庭園にして北側に隣接する居宅と一体で利用されており、現在も住宅敷地として利用されているものです。

非農地化の確認資料としましては、平成3年3月13日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

2番の申請地は、昭和55年から昭和56年にかけて申請人の父が日常生活を送るための離れの住宅を建築し、東側に隣接する居宅と一体利用されており、住宅敷地として利用され現在に至るものです。

非農地化の確認資料としましては、昭和56年12月4日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

3番の申請地は、申請人が昭和34年に土地を取得した時より居宅が建築されており、居宅の西側に農業用倉庫を建て、その後市道からの進入路をコンクリートで舗装し、住宅敷地として一体利用されて現在に至るものです。

非農地化の確認資料としましては、平成5年4月18日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

4番の申請地は、申請人が昭和30年に土地を取得した時にはすでにコンクリートで埋め立てられて墓地となっており、現在も隣接する墓地と一体利用され、多くの墓石が置かれている状態です。

非農地化の確認資料としましては、平成5年4月18日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は以上4件で、対象地は田119㎡、畑991㎡の合計1,110㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

- 議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり非農地と証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と証明することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第5号議案非農地通知の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第5号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。
議案書6ページをお開きください。
1番の申請地は、渋野小学校から南西におよそ1kmの地点に位置しており、平成28年10月17日に、地元の委員さん4名と事務局2名で状況を確認しております。
現況について、対象地は所有者が相続した時にはすでに長年耕作されておらず、人が進入できないほど雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。
第5号議案は以上1件で、対象地は畑5、507㎡です。
ご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 それでは、ご発言が無いようですので 採決いたします。
第5号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。
なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。
それでは、次の審議に移ります。
第6号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。
農業委員会法第24条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、福高利明委員さんに、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書7ページをお開きください。

今月の申請は6件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

8ページをお開きください。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第6号議案は以上6件で、対象地は、田●●●㎡、●●●㎡、計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、次の審議に移ります。

第7号議案相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を

開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

小林係長 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

2番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

3番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

10ページをお開きください。

4番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は申告時の3筆のうち、2筆について議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

6番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の5筆のうち、1筆について議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

7番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第7号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡の合計●●●㎡となります。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件

を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第8号議案農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第24条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、私、岸本が退席いたしますので、第8号議案については、森職務代理が進行いたします。

審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

職務代理 それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。議案書11ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が14件、再設定が4件で合計18件となっており、そのうち、賃貸借権が11件、使用貸借権が7件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～7番・多家良地区・8筆・7件、8番・9番・勝占地区・5筆・2件、10番・入田地区・1筆・1件、11番・12番・応神地区・4筆・2件、13番～15番・国府地区・3筆・3件、16番・南井上地区・1筆・1件、17番・18番・北井上地区・2筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田13筆15,255.51㎡、畑11筆9,236㎡の合計24筆24,491.51㎡となります。

続きまして、利用権移転の説明に移ります。14ページをお開きください。

1番は、平成28年5月2日から1年間の賃貸借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

2番は、平成28年11月1日から1年間の使用貸借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上2件で、畑9筆7,535㎡です。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

15ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。

耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

譲受人の耕作面積は、取得後137aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で、田1筆2,422㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

職務代理 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

職務代理 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

職務代理 異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長 以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書16ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。18ページにわたって、9件、受理いたしました。

19ページにお移りください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。20ページにわたって、10件、受理いたしました。

21ページにお移りください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。22ページにわたって、7件、受理いたしました。

23ページにお移りください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、1件受理いたしました。

24ページにお移りください。

5番は、農地改良届について、でございます。2件、受理いたしました。

25ページにお移りください。

6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。

3件、徳島地方法務局に回答いたしました。

26ページをお開きください。

7番は、民事執行法による売却に係る照会に対する回答について、でございます。

1件、徳島地方裁判所に回答いたしました。

27ページにお移りください。

8番は、農地法第3条許可の訂正について、でございます。

1件、訂正いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等ございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年11月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は12月20日（火）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（閉会 16時25分）